

愛称：武蔵

追加型投信／国内／株式

信託期間：1998年11月20日 から 無期限

基準日：2025年9月30日

決算日：毎年11月19日（休業日の場合翌営業日）

回数コード：2853

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

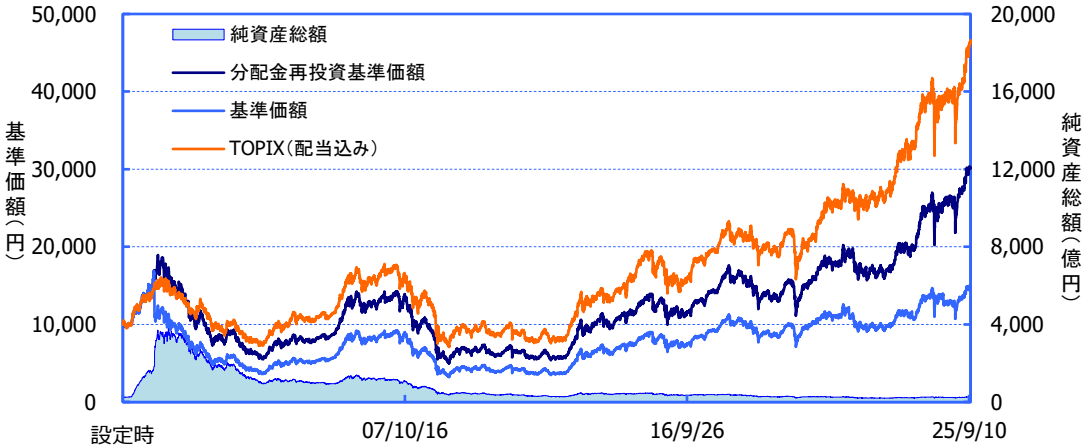
《基準価額・純資産の推移》

当初設定日（1998年11月20日）～2025年9月30日

2025年9月30日現在

基準価額	14,855 円
純資産総額	261億円

期間別騰落率		
期間	ファンド	参考指数
1か月間	+1.3 %	+3.0 %
3か月間	+8.5 %	+11.0 %
6か月間	+18.8 %	+19.4 %
1年間	+21.8 %	+21.5 %
3年間	+88.7 %	+83.9 %
5年間	+88.7 %	+117.8 %
年初来	+14.8 %	+15.3 %
設定来	+201.3 %	+362.8 %



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。また、受益権の分割も修正しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※TOPIX（東証株価指数、配当込み）は当ファンドのベンチマークではありませんが、参考指数として掲載しています。

※グラフ上のTOPIX（配当込み）は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

（1万口当たり、税引前）

決算期（年/月）	分配金
第1～14期	合計*：380円
第15期	(13/11) 0円
第16期	(14/11) 0円
第17期	(15/11) 0円
第18期	(16/11) 0円
第19期	(17/11) 100円
第20期	(18/11) 0円
第21期	(19/11) 0円
第22期	(20/11) 350円
第23期	(21/11) 850円
第24期	(22/11) 10円
第25期	(23/11) 650円
第26期	(24/11) 1300円
分配金合計額	設定来*：3,640円

* 第1～14期および設定来の分配金合計額には、分割前の分配金が含まれています。分割前（第1期）の分配金は300円です。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※当ファンドは、1999年11月19日に1口対1.5口の受益権の分割を行っています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成			株式 業種別構成		合計95.9%
資産	銘柄数	比率	東証33業種名	比率	
国内株式	69	95.9%	電気機器	18.6%	
国内株式先物	---	---	銀行業	10.7%	
不動産投資信託等	---	---	機械	8.7%	
コール・ローン、その他		4.1%	情報・通信業	6.4%	
合計	69	100.0%	建設業	5.3%	
株式 市場・上場別構成			化学	5.3%	
合計95.9%			不動産業	5.0%	
東証プライム市場		95.9%	輸送用機器	4.9%	
東証スタンダード市場		---	非鉄金属	4.6%	
東証グロース市場		---	その他	26.4%	
地方市場・その他		---	組入上位10銘柄		
組入上位10銘柄			合計36.1%		
			銘柄名	東証33業種名	比率
ソニーグループ				電気機器	6.4%
住友電工				非鉄金属	4.6%
三菱UFJフィナンシャルG				銀行業	3.9%
花王				化学	3.3%
三菱重工業				機械	3.3%
富士通				電気機器	3.2%
三井不動産				不動産業	3.1%
三井住友フィナンシャルG				銀行業	3.0%
東京海上HD				保険業	2.7%
野村総合研究所				情報・通信業	2.7%

設定・運用：

大和アセットマネジメント

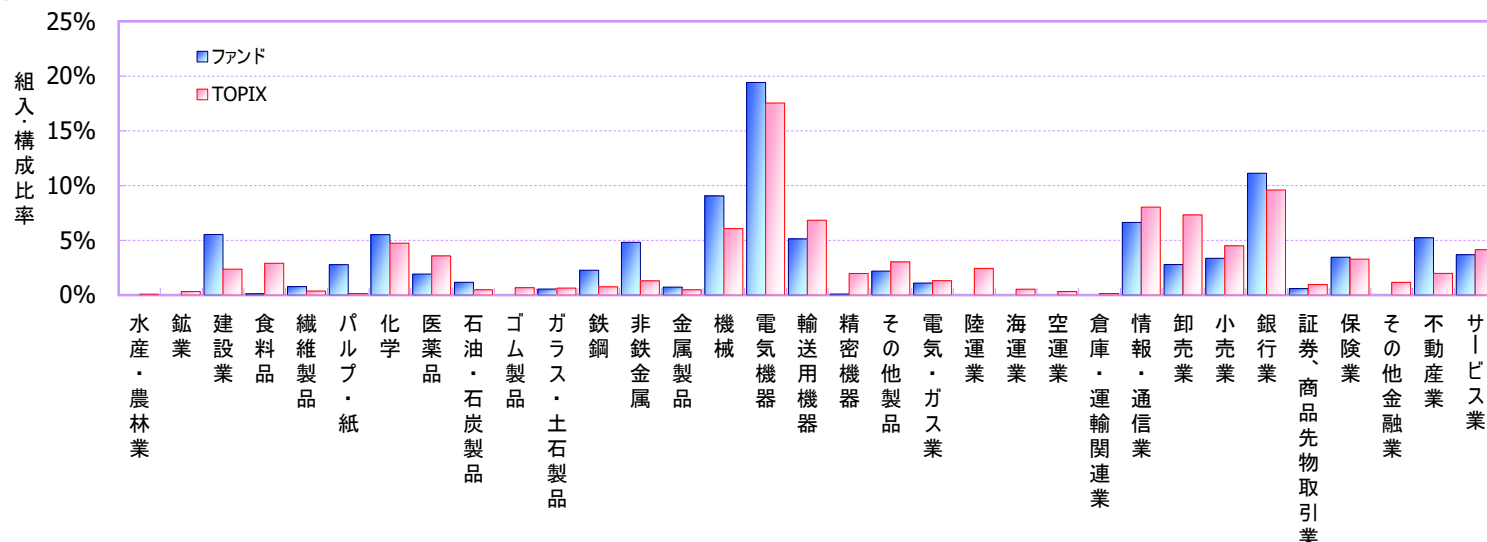
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会



《ファンドマネージャーのコメント》

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

＜マーケット環境＞

9月の国内株式市場は上昇しました。自動車関税の引き下げに関するトランプ米大統領の署名を受けて不透明感が後退したことに加え、石破首相の辞任表明を受けて新総裁誕生への期待が高まり、月半ばにかけて大きく上昇しました。その後、日銀がETF・J-REITの売却方針を示したことで一時軟調な展開となりましたが、米国のAI・半導体関連株の堅調な動きや、新総裁・減税への期待が相場を支え、月末まで高値圏で推移しました。

＜運用経過＞

○アロケーション（株式組入比率）

国内外の経済指標、企業業績、金融政策の動向や、トランプ米政権による政策の方向性などを総合的に勘案し、株式組入比率は高位で推移させました。

○ポートフォリオ（業種・銘柄等）

中長期的に持続的な企業価値の拡大が期待される銘柄、短中期的に堅調な業績動向が期待される銘柄、投資指標面で割安感がある銘柄などを中心に、ポートフォリオを構築しました。個別銘柄では、日銀の利上げによる業績改善期待が高まるとの判断から銀行銘柄、経営の方向性が資本効率化の推進や株主還元の強化に向くパルプ・紙関連銘柄などの買付を行いました。一方で、株価上昇に割安感が薄れたと判断した証券関連銘柄、第1四半期業績が競合他社に比べて見劣り感があつた産業エレクトロニクス関連銘柄などの売却を行いました。

業種では、パルプ・紙や銀行業などのウエートを引き上げ、証券・商品先物取引業や非鉄金属などのウエートを引き下げました。

TOPIX（東証株価指数、配当込み）と比較して、業種では、非鉄金属のオーバーウエートなどがプラスに寄与しました。個別銘柄では、業績が堅調に推移している建設関連銘柄やエレクトロニクス・IT関連銘柄などがプラスに寄与しましたが、第1四半期決算で業績の伸び悩みが嫌気された銘柄などはマイナス要因となりました。

＜今後の運用方針＞

米国の関税政策や円安効果のはく落等により、企業業績は外需を中心に減速傾向にあり、注意が必要です。一方、バリュエーションの拡大が相場をけん引しており、予想PERやPBRがリーマンショック以降の上限水準に近づく中でも、積極的な売り手が不在であることから、拡大が長期化する可能性があります。さらに、企業の株主還元姿勢の強まりを背景に、自社株買いの件数・規模が増加しており、株価の下支え要因となっています。

個別銘柄については、社内アナリストやチームメンバーと連携し、中長期的に持続的な企業価値の拡大が期待される銘柄、短中期的に堅調な業績動向が期待される銘柄、投資指標面で割安感がある銘柄などを中心に選別を進める方針です。また、業種選択やリスク管理などのポートフォリオ運営については、社内リサーチ部門やチームメンバーの支援の下、国内外の経済指標、企業業績、金融政策の動向や、トランプ米政権による政策の方向性などを精査しつつ、機動的な対応に努める考えです。

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- ・わが国の株式に投資します。
- ・毎年 11 月 19 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用																																										
	料率等	費用の内容																																								
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。																																								
信託財産留保額	ありません。	—																																								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																										
	料率等	費用の内容																																								
運用管理費用 (信 託 報 酬)	<u>年率1.672%</u> <u>(税抜1.52%)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。																																								
配分 (税抜) (注3)	委託会社	販売会社および受託会社への配分を除いた額																																								
	販売会社	(注1)																																								
	受託会社	(注2)																																								
(注1) 販売会社への配分は、各販売会社ごとに、計算期間を通じて毎日、各販売会社の取扱純資産総額に、次に掲げる a. および b. の率を合計した率を乗じて得た額とします。 a. <table><tr><th>各販売会社の取扱純資産総額</th><th>率</th></tr><tr><td>300億円未満の場合</td><td>年率0.60%</td></tr><tr><td>300億円以上1,000億円未満の場合</td><td>年率0.67%</td></tr><tr><td>1,000億円以上の場合</td><td>年率0.80%</td></tr></table> b. <table><tr><th>信託財産の純資産総額</th><th>率</th></tr><tr><td>300億円未満の場合</td><td>0</td></tr><tr><td>300億円以上500億円未満の場合</td><td>年率0.0025%</td></tr><tr><td>500億円以上1,000億円未満の場合</td><td>年率0.0093%</td></tr><tr><td>1,000億円以上1,500億円未満の場合</td><td>年率0.0136%</td></tr><tr><td>1,500億円以上2,000億円未満の場合</td><td>年率0.0154%</td></tr><tr><td>2,000億円以上2,500億円未満の場合</td><td>年率0.0164%</td></tr><tr><td>2,500億円以上3,000億円未満の場合</td><td>年率0.0171%</td></tr><tr><td>3,000億円以上3,500億円未満の場合</td><td>年率0.0175%</td></tr><tr><td>3,500億円以上4,000億円未満の場合</td><td>年率0.0179%</td></tr><tr><td>4,000億円以上4,500億円未満の場合</td><td>年率0.0181%</td></tr><tr><td>4,500億円以上5,000億円未満の場合</td><td>年率0.0183%</td></tr></table> (注) 5,000億円以上は省略。 (注2) 受託会社への配分は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。 <table><tr><th>信託財産の純資産総額</th><th>率</th></tr><tr><td>300億円未満の部分</td><td>年率0.10%</td></tr><tr><td>300億円以上500億円未満の部分</td><td>年率0.08%</td></tr><tr><td>500億円以上の部分</td><td>年率0.06%</td></tr></table>			各販売会社の取扱純資産総額	率	300億円未満の場合	年率0.60%	300億円以上1,000億円未満の場合	年率0.67%	1,000億円以上の場合	年率0.80%	信託財産の純資産総額	率	300億円未満の場合	0	300億円以上500億円未満の場合	年率0.0025%	500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.0093%	1,000億円以上1,500億円未満の場合	年率0.0136%	1,500億円以上2,000億円未満の場合	年率0.0154%	2,000億円以上2,500億円未満の場合	年率0.0164%	2,500億円以上3,000億円未満の場合	年率0.0171%	3,000億円以上3,500億円未満の場合	年率0.0175%	3,500億円以上4,000億円未満の場合	年率0.0179%	4,000億円以上4,500億円未満の場合	年率0.0181%	4,500億円以上5,000億円未満の場合	年率0.0183%	信託財産の純資産総額	率	300億円未満の部分	年率0.10%	300億円以上500億円未満の部分	年率0.08%	500億円以上の部分	年率0.06%
各販売会社の取扱純資産総額	率																																									
300億円未満の場合	年率0.60%																																									
300億円以上1,000億円未満の場合	年率0.67%																																									
1,000億円以上の場合	年率0.80%																																									
信託財産の純資産総額	率																																									
300億円未満の場合	0																																									
300億円以上500億円未満の場合	年率0.0025%																																									
500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.0093%																																									
1,000億円以上1,500億円未満の場合	年率0.0136%																																									
1,500億円以上2,000億円未満の場合	年率0.0154%																																									
2,000億円以上2,500億円未満の場合	年率0.0164%																																									
2,500億円以上3,000億円未満の場合	年率0.0171%																																									
3,000億円以上3,500億円未満の場合	年率0.0175%																																									
3,500億円以上4,000億円未満の場合	年率0.0179%																																									
4,000億円以上4,500億円未満の場合	年率0.0181%																																									
4,500億円以上5,000億円未満の場合	年率0.0183%																																									
信託財産の純資産総額	率																																									
300億円未満の部分	年率0.10%																																									
300億円以上500億円未満の部分	年率0.08%																																									
500億円以上の部分	年率0.06%																																									
その他の費用・手数料	(注4)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に必要な費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。																																								

(注3) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注4) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、 信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

アクティブ・ニッポン（愛称：武蔵）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○		
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第3号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社関西西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○	○		
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○		
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○		
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○	○		
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○		
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○		
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○	○		○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○		
株式会社南日本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第8号	○			
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○		○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
國府証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第70号	○			
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○		
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○		○
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第29号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○		○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第78号	○			
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

8 / 8